**身体障がい者の方に対する軽自動車税の減免について**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 減免の対象となる軽自動車 | | | |
| **手帳の種類** | **自動車の所有(取得)者** | **運転者** | **用途** |
| 身体障害者手帳  戦傷病者手帳  精神障害者保健福祉手帳  療育手帳 | 身体障がい者本人又は身体障がい者等の方と生計を一にする方 （本人の所有する自動車がない場合に限る） | 本人 |  |
| 生計を一にする方 | 身体障がい者等の方のための交通手段として使用されること |
| 常時介護する方 | 主として身体障がい者等の方の通学（園）、通院、通所又は生業 |

（１）減免できる自動車は、お持ちの自動車（軽自動車を含む）のうち１台です。

（２）自動車の所有者は原則として身体障がい者等の方（本人）としますが、本人の所有する自動車（軽自動車を含む）がない場合に限り、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。

（３）割賦販売等により自動車の売り主が所有権を留保している場合は、使用者を所有者とみなします。（リース契約による自動車は減免の対象になりません。）

（４）身体障がい者等の方を「常時介護する方」が自動車の運転をする場合は、身　障がい者等のみで構成される世帯に属する身体障がい者等の方の所有（取得）する自動車を運転する場合に限ります。

減免の対象となる者

（１）身体障害者手帳の交付を受けている方（別表1に該当する方）

（２）戦傷病者手帳の交付を受けている方（別表2に該当する方）

（３）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で１級の障害を有する方

（４）療育手帳の交付を受けている方で、障害の程度が「Ａ」の方

**〔別表１〕減免の対象となる障がいの範囲**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 身体障害者手帳の交付を受けている場合 | | | |
| **障がいの区分** | **身体障がい者の方が運転する場合** | | **身体障がい者の方と生計を一にする方 又は身体障がい者の方を常時介護する方が運転する場合** |
| 障がいの級別 | | 障がいの級別 |
| 視覚障害 | １級から３級、４級の１ | | １級から３級、４級の１ |
| 聴覚障害 | ２級、３級 | | ２級、３級 |
| 平衡機能障害 | ３級 | | ３級 |
| 音声機能障害 | ３級（喉頭摘出による場合に限る） | |  |
| 上肢不自由 | １級、２級 | | １級、２級 |
| 下肢不自由 | １級から６級 | | １級から３級 |
| 体幹不自由 | １級から３級、５級 | | １級から３級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | １級、２級（１上肢のみの場合を除く） | １級、２級（１上肢のみの場合を除く） |
| 移動機能 | １級から６級 | １級から３級（１下肢のみの場合を除く） |
| 心臓機能障害 | １級、３級、４級 | | １級、３級、４級 |
| じん臓機能障害 | １級、３級、４級 | | １級、３級、４級 |
| 呼吸器機能障害 | １級、３級、４級 | | １級、３級、４級 |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | １級、３級、４級 | | １級、３級、４級 |
| 小腸の機能障害 | １級、３級、４級 | | １級、３級、４級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | １級から３級 | | １級から３級 |
| 肝臓機能障害 | １級から４級 | | １級から４級 |

（注）２以上の障がいがある場合の取扱い

（1）障がいの区分が異なる場合は、個々の区分で判定します。

　◎減免の対象とならない場合の例（生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合）

　身体障害者手帳の等級が２級であっても、その内容が上肢不自由３級及び下肢不自由４級であるときは該当しません。

（2）障がいの内容が同一の区分であるときは合算することができます。

　◎合算する例（下肢不自由の場合）

　両股関節機能障害4級×2（右股関節機能障害4級並びに左股関節機能障害4級）の場合の認定等級は3級となります。

**〔別表２〕減免の対象となる障がいの範囲**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 戦傷病者手帳の交付を受けている場合 | | |
| **障がいの区分** | **戦傷病者の方が運転する場合** | **戦傷病者の方と生計を一にする方 又は戦傷病者の方を常時介護する方が運転する場合** |
| 重度障害又は障害の程度 | 重度障害又は障害の程度 |
| 視覚障害 | 特別項症から第４項症 | 特別項症から第４項症 |
| 聴覚障害 | 特別項症から第４項症 | 特別項症から第４項症 |
| 平衡機能障害 | 特別項症から第４項症 | 特別項症から第４項症 |
| 音声機能障害 | 特別項症から第２項症 （喉頭摘出による場合に限る） |  |
| 上肢不自由 | 特別項症から第３項症 | 特別項症から第３項症 |
| 下肢不自由 | 特別項症から第６項症及び第１款症から第３款症 | 特別項症から第３項症 |
| 体幹不自由 | 特別項症から第６項症及び第１款症から第３款症 | 特別項症から第４項症 |
| 心臓機能障害 | 特別項症から第３項症 | 特別項症から第３項症 |
| じん臓機能障害 | 特別項症から第３項症 | 特別項症から第３項症 |
| 呼吸器機能障害 | 特別項症から第３項症 | 特別項症から第３項症 |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 特別項症から第３項症 | 特別項症から第３項症 |
| 小腸の機能障害 | 特別項症から第３項症 | 特別項症から第３項症 |